平成２５年（フ）第７９号
岡山県倉敷市西岡260番地１　レオパレスヴィラニシオカ210
債務者　田窪　尚樹
１　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月29日午前10時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
高知市横浜750番地
債務者　玉井　博子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月29日午前11時
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４６号
東京都昭島市東町１丁目13番８号ハイム原島101号
債務者　森田　真美
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４３号
東京都調布市柴崎１丁目45番地38
債務者　橋本　雄司
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６６号
東京都武蔵村山市三ツ木１丁目59番地の６グラッチェ201号
債務者　山本　明彦
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７６号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目８番１―203号サンパレス南町
債務者　高田　太子（旧姓山谷）
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２０号
川崎市多摩区長尾２丁目６番５号　ベルコリーヌ201
債務者　山本　　尚
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
川崎市中原区今井西町177番地　メゾンベル301、前住所名古屋市千種区光が丘１丁目22番５―102号　鍋屋上野住宅
債務者　竹原　賀子（旧姓種村）
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８９３号
神奈川県大和市南林間６丁目30番22号
債務者　笹川　文子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１９号
横浜市南区中島町１丁目11番地２　通町マンション301
債務者　カールセン　ジョニー
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
愛媛県大洲市西大洲甲996番地１　クリスタルヒルズ305号室
債務者　清水　美佐
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第３１号
愛媛県大洲市西大洲甲996番地１　クリスタルヒルズ305号室
債務者　清水　　徹
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１９９号
川崎市川崎区大島１丁目31番５―202号、前住所札幌市白石区平和通１丁目北７番23号アサヒ平和ビル204
債務者　大橋　春夫
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
川崎市川崎区旭町１丁目10番14―701号　ウインビュ川崎、前住所川崎市川崎区元木２丁目５番６号　鈴木荘２Ｆ
債務者　渡邉　　実
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
岡山市北区旭町６番地市営住宅12―205号
債務者　佐藤　久和
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部